

平成29年2月6日  
28総行振第1019号  
総務局長決定

(設置目的)

第1条 東京の島しょ地域の隠れた魅力を再発見するとともに付加価値を付し、島しょの活性化を図ることを目的として、東京宝島推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 島しょの活性化のため、各町村等が行う取組に対する助言
- (2) 島しょの地域資源に対する付加価値向上及びブランド化に向けた提言
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第3条 委員会は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者も会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定により委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、知事が招集する。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員会の資料等)

第8条 委員会の資料及び議事概要については、原則として公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、東京都総務局行政部振興企画課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。